

デュッセルドルフ地方裁判所，特許紛争担当部門を拡充

2012年3月31日

JETRO デュッセルドルフ事務所

デュッセルドルフ地方裁判所を所轄する¹ノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州の司法省は、3月29日、デュッセルドルフ地裁の特許紛争担当部門（patent dispute chamber）として新たに3つ目の部門を設置する旨、プレスリリースを行った。

デュッセルドルフ地方裁判所は、特許の侵害訴訟を取り扱う第一審として、経験豊富な判事が多く高い品質を維持していること等を理由に、欧州で最も人気が高い裁判所として知られており、年間の訴訟受理件数は約600件に上る。2010年9月に *Managing Intellectual Property* 誌に掲載された *Finnegan's Global IP Project* の調査結果によれば、1997年から2009年の期間にドイツで受理された特許の訴訟受理件数は9200件と報告されているが、これはフランス：3200件、英国：886件、オランダ：780件と比較して圧倒的に多くなっている。さらに、ドイツの中でもデュッセルドルフ地裁の人気が最も高く、2位のマンハイム地裁と3位のミュンヘン地裁を大きく引き離している。

同プレスリリースによれば、デュッセルドルフ地裁の特許紛争担当部門は現在2つの部門があり、8人の判事を擁するが、世界の特許裁判所としての評判を維持していくためにも、高品質であるだけでなく迅速な判決が必要であることから、新たに3つ目の部門を設置し、少なくとも3人の判事を新たに配置することを決定した。また、具体的な内容は明らかにされていないものの、控訴裁判所の強化についても決定したとしている。さらに、同プレスリリースでは、近い将来の実現が期待されている欧州単一効特許を取扱う統一特許裁判所としてのデュッセルドルフ地裁の重要性についても触れられている。

ドイツの特許訴訟においては、デュッセルドルフ地裁に加えて、マンハイム地裁やミュンヘン地裁の人気が高いことが知られているが、デュッセルドルフ地裁が唯一、特許紛争担当部門を3つ有することとなり、今後も欧州随一の特許訴訟地としての役割を發揮し続けていくことが予想される。

— NRW 州司法省によるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

[Justizminister Thomas Kutschaty: "Unser Weltpatentgericht Düsseldorf wird ausgebaut!"](#)

¹ ドイツにおいて、特許の侵害訴訟は三審制で争われるが、第1審の地方裁判所および第2審の控訴裁判所は、各州が所轄している。

— Finnegan’s Global IP Project の調査結果は、以下参照 —

[WHERE TO WIN, PATENT-FRIENDLY COURTS REVEALED \(PDF\)](#)

(以上)